

土木工事の工場等材料検査における注意事項

1 工場等材料検査事前協議書（様式第1号）による協議を必要とするのは、和光市建設工事請負契約基準約款第13条第2項、埼玉県土木工事共通仕様書第1編 1-1-21により監督員が実施する材料検査である。

和光市工事検査規則第2条(5)による中間検査、同条(6)による完成検査は、本要領の対象外であり、事前協議を要しない。

ただし、中間検査と材料検査を同時に実施する場合と、完成検査と材料検査を同時に実施する場合は本要領の対象となり、事前協議を要する。

2 工場等材料検査事前協議書（様式1号）に添付する資料は以下のとおりとする。

- (1) 市庁舎（又は事務所）から検査場所（工場等）までの往復の行程表
- (2) 検査場所（工場等）の所在地等のわかる資料
- (3) 工場等における検査の日程
- (4) 請負者から提出された材料検査請求書の写し
- (5) 材料使用箇所の詳細図、位置図等
- (6) 材料の構造図
- (7) 検査項目、検査内容、検査方法
- (8) その他

なお、特に(3)、(7)については、請負者や材料納入者が提出した資料を基に監督員が作成するものとする。また、(7)については、どの検査項目がどのような理由で工場でないかを実施できないのかを明確に記入するものとする。

3 工場等で行う工事材料検査については、別表「工場等で行う必要のある工事材料の有無の例」による。